

號

記　　二　　一
　　1　　日本国籍については、平和条約の発効とともに日本国籍を離脱せしむるものとする。この場合、国籍選択権は認めない。日本と同一とする。但し、終戦前から引続き本邦に在留する韓人に対しては、次の如き国籍切替の際の特別措置を講ずるものとする。
　　2　　居住については、出入国管埋令(昭和二十六年政令第三百十九号)に規定する退去強制事由に該当する者を除き、原則として引続きこれを認めること。但し貧困者の退去強制については、当分の間特別の考慮を加えること。
　　3　　處遇については、參政権、公務員たる資格、日本船舶の所有者たる資格等の如き一般國際慣例上国民固有の権利又は國家に重大なる利害關係を有する権利又は資格として認められてゐるもの除き、日本法令により一般外国人に禁止されて

在日韓人の国籍及び待遇等に関する日韓取扱要綱
平和条約の発効により日本は朝鮮の独立を承認することとなる
が、これに関連し日本に在留する韓人の国籍及び待遇等について
は、国際法の原則及び国際慣例等に基づき、左記要綱によること
とする。
昭和二七、二、六一

卷之三

46-12

金きぬ

手渡し

支給

内引

3、日本国籍喪失のため本國に引揚げる韓人の携帶荷物及び送金について、一定期間を限り特別の取扱を認めること。